



厚生労働省北海道労働局発表  
平成29年9月1日

【担当】  
厚生労働省  
北海道労働局労働基準部賃金室  
室長 松坂 伸雄  
室長補佐 熊谷 智史  
電話:011-709-2311(内3531)

## 北海道最低賃金を810円に引き上げます

～ 発効日は平成29年10月1日です ～

北海道労働局長は、平成29年10月1日から北海道最低賃金を24円引き上げ時間額810円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 北海道最低賃金の改正については、本年7月7日、北海道労働局長（引地睦夫<sup>ひきちむつお</sup>）から北海道地方最低賃金審議会（会長 加藤智章<sup>かとうともゆき</sup>）に対し調査審議を求め諮問しました。

同審議会においてはこれを受けて、7月27日に示された中央最低賃金審議会の「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を参考とし、北海道における賃金実態調査結果及び本道の経済、雇用動向等を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、現行の時間額786円を24円引き上げて810円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて、北海道労働局長は、答申要旨の公示等所要の手続を進めて、北海道最低賃金を810円とする決定を行い、本日（9月1日）官報公示を行いました。

これにより、効力発生日は平成29年10月1日となります。

- 2 今後、北海道労働局では、改正決定後の北海道最低賃金について、広く北海道内に周知するとともに、履行確保を図ってまいります。

また、北海道労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金の引上げや処遇改善に向けた支援を実施しており、その活用促

進に努めてまいります。( ~ 別添リーフレット参照)

業務改善助成金

キャリアアップ助成金

人事評価改善等助成金

北海道最低賃金総合相談支援センター

## 【 参 考 】

### 1 北海道最低賃金について

#### (1) 適用

北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

#### (2) 金額

北海道最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

### 2 北海道最低賃金の推移(過去10年間)

年 度	最低賃金額 時間額(円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成20年度	667	13	1.99
平成21年度	678	11	1.65
平成22年度	691	13	1.92
平成23年度	705	14	2.03
平成24年度	719	14	1.99
平成25年度	734	15	2.09
平成26年度	748	14	1.91
平成27年度	764	16	2.14
平成28年度	786	22	2.88
平成29年度	810	24	3.05